

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月17日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和5年3月31日

市川市長 田 中 甲

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 2 1 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項中「第 1 4 項、第 1 6 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2 5 項、第 3 2 項から第 3 4 項まで若しくは第 3 6 項」を「第 1 3 項、第 1 5 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 4 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 5 項若しくは第 4 6 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、改正後の市川市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 4 項の規定の適用については、同項中「、第 3 5 項若しくは第 4 6 項」とあるのは、「若しくは第 3 5 項」とする。